

§ 9 責任財産の保全 1 債権者代位権

187 A 債権者代位権（423）の要件をあげよ

- ① 被保全債権が金銭債権であること（423 I 本文）
- ② 被保全債権が弁済期にあること（423 II 本文）
例外：保存行為は被保全債権が弁済期前でも代位行使可能（423 II 但書）
- ③ 債務者が無資力であること（423 I 本文）
例外：債権者代位権の転用事例の場合、債務者の無資力要件は不要
- ④ 債務者が未だ権利を行使していないこと
- ⑤ 被代位権利が一身専属権でなく、差押えを禁じられた権利でもないこと（423 I 但書）

188 B 遺留分侵害額請求権は、債権者代位権行使の対象となるか （一身専属権（423 I 但書）に該当するか）

原則として債権者代位権の対象とならない

「遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡するなど、権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができない（最判平 13. 11. 22）」

（∵民法は、侵害された遺留分を回復するかどうかを、専ら遺留分権利者の自律的決定に委ねている（1031 条，1043 条参照））

189 A 時効援用権は、債権者代位権行使の対象となるか （例：一般債権者，後順位抵当権者による主債務者の時効援用の代位行使）

肯定

「債務者が別の債務の消滅時効を援用し得る地位にあるのにこれを援用しないときは、債権者は、債務者の資力が自己の債権の弁済を受けるについて十分でない事情にある限り、その債権を保全するに必要な限度で、時効援用権を代位行使できる（最判昭 43. 9. 26 参照）」

※一般債権者，後順位抵当権者は時効の援用権者（「当事者，権利の消滅について正当な利益を有する者（145）」＝直接利益を受ける者）には当たらないため，債権者代位権（423）行使の可否が問題となる

190 B 被代位権利が金銭・動産の引渡しを目的とする場合において、債権者は相手方に対し、直接自己への引渡しを請求することができるか

可能である（423の3）

（債権者への引渡しによって被代位権利は消滅する（423の3））

→なお、金銭の引渡しの場合、債権者は、自らに対する債務者の受領金返還請求権と債務者に対する被保全債権（金銭債権）とを相殺することにより、他の債権者に優先して自己の被保全債権を回収することができる（事実上の優先弁済）

191 A 債権者代位権の転用とはどのようなものか

債権者が債務者の資力の有無に関係しない特定債権を保全しようとする場合において、債権者代位権を行使すること（→本来の「債務者の責任財産の保全、債権の満足」という目的とは異なる目的で債権者代位権を行使するため、被保全債権は金銭債権以外になることが多い（通常の債権者代位権は被保全債権＝金銭債権である））

※債権者代位権の転用事例の場合、「債務者の無資力」は要件とならない（∵特定債権の保全と債務者の資力は無関係である）

192 B 債権者代位権の転用①

A→B→Cへの転々譲渡事例において、買受人Cは、BがAに対して有する登記移転請求権を代位行使できるか

代位行使可能（423の7）

（この場合の被保全債権は、CのBに対する移転登記請求権である）

193 B 債権者代位権の転用②

不法占拠者に対する賃貸人の妨害排除請求権を賃借人は代位行使できるか

代位行使可能（大判昭4.12.16）

∵ 賃借人としては、自己の賃借権を保全するためには、不法占拠者に対して妨害排除を求める実効的手段が必要である